

○関税法施行規則第十条第五項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類等を定める件

<令和3年財務省告示第118号による改正後>

関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号。以下「規則」という。）第十条第五項の規定に基づき、同項に規定する財務大臣が定める書類等を次のように定め、平成十七年四月一日から適用する。

- 1 規則第十条第五項に規定する財務大臣が定める書類は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第九十四条第一項の規定により保存しなければならないこととされている関税関係書類のうち、次に掲げる書類以外の書類とする。
 - 一 所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第六十三条第三項に規定する現金預金取引等関係書類のうち、帳簿に同規則第五十八条第一項に規定する取引に関する事項を個別に記載することに代えて日々の合計金額の一括記載をした場合における当該一括記載に係る取引に関する事項を確認するための書類
 - 二 同規則第二百二条第三項第二号に掲げる書類のうち、帳簿に同条第一項に規定する総収入金額及び必要経費に関する事項を記録することに代えて日々の合計金額を一括して記録した場合の当該事項の記載のあるもの
 - 三 関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号。以下「令」という。）第六十一条第一項第一号に規定する原産地証明書、同項第二号イ(1)に規定する締約国原産地証明書及び関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十七条第一項に規定する原産地証明書
 - 四 令第八十三条第五項の規定により関税関係帳簿への記載を省略した事項が記載されている関税関係書類
 - 五 次に掲げる書類（前各号に掲げる書類を除く。）
 - イ 契約書、契約の申込書（当該契約に係る定型的な約款があらかじめ定められている場合における当該契約の申込書（口に掲げる書類に該当するものを除く。）を除く。）
その他これらに準ずる書類
 - ロ 預貯金（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第十号に規定する預貯金をいう。以下同じ。）の預入又は引出しに際して作成された書類、預貯金の口座の設定又は解約に際して作成された書類、為替取引に際して作成された書類（契約の申込書であって対価の支払を口座振替の方法によるものとする契約の申込みに際して作成されたものを除く。）その他これらに準ずる書類
 - ハ 領収書その他現金の收受又は払出しその他の支払手段（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第七号に規定する支払手段をいう。以下同じ。）の授受に際して作成された書類
 - ニ 請求書その他これに準ずる書類（支払手段による対価の支払を求めることを内容

とするものに限る。)

ホ 支払のために提示された手形又は小切手

へ 納品書その他棚卸資産の引渡しに際して作成された書類（棚卸資産の引渡しを受けた者が作成したものを除く。）

ト 自己の作成したイからニまでに掲げる書類の写し

- 2 前項の規定は、規則第一条の四第一項において準用する規則第十条第五項に規定する財務大臣が定める書類について準用する。この場合において、前項中「第九十四条第一項」とあるのは「第七条の九第一項」と、「関税関係書類」とあるのは「特例輸入関税関係書類」と、同項第四号中「第八十三条第五項」とあるのは「第四条の十二第三項」と、「関税関係帳簿」とあるのは「特例輸入関税関係帳簿」と読み替えるものとする。
- 3 第一項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、規則第八条第一項において準用する規則第十条第五項に規定する財務大臣が定める書類について準用する。この場合において、第一項中「第九十四条第一項」とあるのは「第六十七条の八第一項」と、「関税関係書類」とあるのは「特定輸出関税関係書類」と、同項第四号中「第八十三条第五項」とあるのは「第五十九条の十二第三項」と、「関税関係帳簿」とあるのは「特定輸出関税関係帳簿」と読み替えるものとする。
- 4 第一項（第三号に係る部分を除く。）の規定は、規則第十一条第一項において準用する規則第十条第五項に規定する財務大臣が定める書類について準用する。この場合において、第一項中「第九十四条第一項」とあるのは、「第九十四条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。